

教育委員会定例会日程

平成25年4月23日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第3号

事務の臨時代理の報告（小田原市就学指導委員会規則の制定）について

（教育指導課）

日程第2

報告第4号

事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会規則の制定）について

（生涯学習課）

日程第3

報告第5号

事務の臨時代理の報告（史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の制定）について

（文化財課）

日程第4

報告第6号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の解任）について

（教育総務課）

日程第5

報告第7号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

（教育総務課）

日程第6

議案第9号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

（生涯学習課）

日程第 7

議案第 10 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

5 協議事項

- (1) 平成 25 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (資料 1 教育総務課)

6 報告事項

- (1) 平成 25 年度予算特別委員会の質疑応答について (資料 2 教育部・文化部・子ども青少年部)
- (2) 平成 24 年度下半期寄付採納状況について (資料 3 教育総務課)
- (3) 片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について (資料 4 教育総務課)
- (4) 町田小学校の屋内運動場火災(全焼)について (資料 5 教育総務課)
- (5) 平成 25 年度子どもの読書活動優秀実践団体文部科学大臣表彰に係る「よみきかせボランティアグループすずの会」の受賞について (資料 6 図書館)

7 閉 会

報告第3号

事務の臨時代理の報告（小田原市就学指導委員会規則の制定）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市就学指導委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市就学指導委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒（第5条第2項において「児童等」という。）に対する適正な就学指導に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 本市を管轄する児童相談所の職員
- (4) 本市の区域内に存する特別支援学校の教員
- (5) 特別支援学級を設置する小田原市立小学校の校長
- (6) 小田原市立中学校の校長
- (7) 小田原市立小学校又は中学校の教員で、特別支援学級を担任するもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(専門部会)

第5条 委員会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、障害の程度が重度である児童等で委員会に出席できないと教育委員会が認めたものその他教育委員会が特に必要と認めた者に対する就学指導に関する事務をつかさどる。

- 3 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

小田原市就学指導委員会規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市就学指導委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒に対する適正な就学指導に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとし、その任期は、1年とすることとする。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 本市を管轄する児童相談所の職員
- (4) 本市の区域内に存する特別支援学校の教員
- (5) 特別支援学級を設置する小田原市立小学校の校長
- (6) 小田原市立中学校の校長
- (7) 小田原市立小学校又は中学校の教員で、特別支援学級を担任するもの
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長の権限及び任期について定めることとする。

4 専門部会（第5条関係）

委員会に専門部会を置き、障害の程度が重度である学齢児童又は学齢生徒で委員会に出席できないと教育委員会が認めたものその他教育委員会が特に必要と認めた者に対する就学指導に関する事務をつかさどることとする。

5 会議（第6条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとする。また、委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこととし、

その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

5 関係者の出席（第7条関係）

委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 秘密の保持（第8条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

7 庶務（第9条関係）

委員会の事務は、教育部教育指導課において処理することとする。

[適用]

平成25年4月1日

報告第4号

事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会規則の制定）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

キャンパスおだわら運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置されたキャンパスおだわら運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生涯学習の向上に資する活動を行う者
- (3) 公募市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とす

る。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

キャンパスおだわら運営委員会規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づくキャンパスおだわら運営委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとし、その任期は、2年とすることとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 生涯学習の向上に資する活動を行う者
- (3) 公募市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長の権限及び任期について定めることとする。

4 会議（第5条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとする。また、委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこととし、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

5 関係者の出席（第6条関係）

委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 秘密の保持（第7条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

7 庶務（第8条関係）

委員会の事務は、文化部生涯学習課において処理することとする。

〔適用〕

平成25年4月1日

報告第5号

事務の臨時代理の報告（史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の制定）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された史跡小田原城跡調査・整備委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 小田原市文化財保護委員会(小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき設置された小田原市文化財保護委員会をいう。)の委員

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(部会)

第6条 委員会に、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会(以下「部会」という。)を置

く。

2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、次のとおりとする。

(1) 史跡小田原城跡の整備における植栽の取扱いに関する事項

(2) 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画の短期実施計画に位置付けられた樹木の取扱いに関する事項

3 部会に属すべき委員（以下この条において「部会員」という。）は、委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

4 部会員の数は、12人以内とする。

5 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

（関係者の出席等）

第8条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び部会の事務は、文化部文化財課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく史跡小田原城跡調査・整備委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとし、その任期は、2年とすることとする。

(1) 学識経験者

(2) 小田原市文化財保護委員会の委員

(3) その他小田原市教育委員会が必要と認める者

3 専門委員（第4条関係）

委員会に、専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができることとし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとする。

(1) 学識経験者

(2) 公募市民

(3) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員長及び副委員長（第5条関係）

委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長及び副委員長の権限及び任期について定めることとする。

5 部会（第6条関係）

委員会に、次に掲げる事項を処理するため、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会を置くこととし、その部会の運営について必要な事項を定めることとする。

(1) 史跡小田原城跡の整備における植栽の取扱いに関する事項

(2) 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画の短期実施計画に位置付けられた

樹木の取扱いに関する事項

6 会議（第7条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとする。また、委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこととし、その議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

7 関係者の出席等（第8条関係）

委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることとする。

8 秘密の保持（第9条関係）

委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

9 庶務（第10条関係）

委員会及び部会の事務は、文化部文化財課において処理することとする。

[適用]

平成25年4月1日

報告第6号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の解任）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

社会教育主事の解任について

氏名	所属	職名	発令年月日
杉崎 恵理子	生涯学習課	主査	平成25年3月31日
小澤 美帆	生涯学習課	主事	平成25年3月31日

《解任の理由》

平成25年4月1日付け人事異動に伴う所属の変更による

《参考》

任命期間

杉崎 恵理子(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

小澤 美帆(平成23年4月1日～平成25年3月31日)

報告第7号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

社会教育主事の任命について

氏名	所属	職名	発令年月日
塚本 豊子	生涯学習課	社会教育指導員	平成25年4月1日

《参考》

○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（社会教育主事の講習）

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

議案第9号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会

教育長 前田 輝男

小田原市社会教育委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	山本 俊夫
住所	小田原市扇町二丁目
生年	昭和 29 年
備考	小田原市校長会
委嘱期間	平成 26 年 7 月 31 日

選出区分	社会教育関係者
氏名	益田 麻衣子
住所	小田原市中町一丁目
生年	昭和 49 年
備考	小田原市 P T A 連絡協議会
委嘱期間	平成 26 年 7 月 31 日

選出区分	社会教育関係者
氏名	角田 よう
住所	小田原市北ノ窪
生年	昭和 14 年
備考	公益財団法人 小田原市体育協会
委嘱期間	平成 26 年 7 月 31 日

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	高橋 文明
住所	藤沢市辻堂太平台一丁目
生年	昭和 33 年
備考	小田原児童相談所
委嘱期間	平成 26 年 7 月 31 日

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	音淵 洋子

選出区分	社会教育関係者
氏名	眞壁 誠一

選出区分	社会教育関係者
氏名	瀬戸 昭彦

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	三浦 郁夫

小田原市社会教育委員名簿

任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日

役職	選出区分	氏名	備考
議長	社会教育関係者	きむら ひであき 木村 秀昭	小田原市自治会総連合会長
副議長	学識経験者	みわ けんじ 三輪 建二	お茶の水女子大学教授
委員	学校教育関係者	いしい まさみち 石井 政道	鴨宮中学校長
〃	学識経験者	いとう さとし 伊藤 敏	公募
〃	社会教育関係者	○ かくだ よう 角田 よう	公益財団法人 小田原市体育協会副会長
〃	社会教育関係者	さくま すみえ 佐久間 寿美江	株式会社研修屋社長
〃	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	○ たかはし ぶんめい 高橋 文明	小田原児童相談所長
〃	社会教育関係者	つちだ ひろし 土田 寛仁	小田原市青少年健全育成 連絡協議会会長
〃	学識経験者	なかむら かおり 中村 香	玉川大学准教授
〃	社会教育関係者	○ ますだ まいこ 益田 麻衣子	小田原市PTA連絡協議会 副会長
〃	学校教育関係者	○ やまもと としお 山本 俊夫	久野小学校長
〃	学識経験者	—	小田原市議会

※ 委員（候補含む）は五十音順（平成25年4月18日現在）

※ ○印が新任委員候補

議案第10号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成25年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	西村 泰和
住所	小田原市寿町四丁目
生年	昭和35年
備考	小田原市城北中学校
委嘱期間	平成25年8月31日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	石井 政道

小田原市郷土文化館協議会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	職 業	備 考
委員長	学識経験者	一寸木 肇	大井町教育委員会おおい自然園園長	自然（甲殻類）
副委員長	〃	奥野花代子	元・県立生命の星・地球博物館専門学芸員	博物館学
委 員	〃	明石 新	元・平塚市博物館館長	考古学・古代史
〃	〃	渋谷 武美	西相美術協会会員	美術（彫 塑）
〃	〃	鳥居 和郎	神奈川県立歴史博物館学芸員	歴史（中世史）
〃	〃	中村 ひろ子	元・神奈川大学大学院特任教授	民 俗
〃	〃	廣谷 浩子	県立生命の星・地球博物館主任学芸員	自然（哺乳類）
〃	学校教育 関係者	佐宗 修二	千代小学校長	（継続）
〃	学校教育 関係者	西村 泰和	城北中学校長	（新任）

任期：平成25年8月31日まで

平成25年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価事業案一覧表

No.	事業名	所管課	H24の点検・評価	合計
4	少人数学級編制(小1, 2)の実施 スタディサポートスタッフの配置	教育指導課		2
5	学生ボランティアの活用	教育指導課		1
7	教職員向け人権同和教育研究会の実施	教育指導課		1
9	学校司書の配置	教育指導課	★	1
11	ハートカウンセラーの配置	教育指導課		4
12	中学校生徒指導員の活用	教育指導課		1
17	性教育講演会の開催 歯科保健指導などの実施	保健給食課		1
24	給食調理施設・設備の改修 食器の更新	保健給食課		3
28	小学校外国語指導助手(ALT)の配置	教育指導課		3
29	中学校外国指導助手(ALT)の配置ほか	教育指導課		2
34	校内支援室の開設・運営 不登校対策「Q-U検査」の活用研究	教育指導課		1
35	教育相談の実施	教育指導課		4
39	未来へつながる学校づくりの実施	教育指導課	★	1

No.	事業名	所管課	H24の点検・評価	合計
40	学校支援地域本部の運営、教育ファームの実施	教育指導課	★	1
46	学習指導法や教育課題の共同研究の実施	教育指導課	★	2
51	中学校施設の維持・管理 校舎リニューアルの実施	教育総務課		1
53	各学校施設へのパソコンなどの整備 教育ネットワークの拡充	教育総務課 教育指導課	★	3
54	教育振興基本計画の策定	教育総務課		2
59	御用米曲輪の整備工事・発掘調査	文化財課		2
66	遺物の整理・保存処理 整理室の維持管理 報告書の刊行	文化財課		1
71	遺跡調査発表会・最新出土品展・遺跡・文化財建造物見学会・観覧会の実施 指定文化財などの一般公開	文化財課		1
73	小田原文学館の管理運営 特別展の開催 施設の改修工事 土地の購入	図書館		1
74	近代小田原三茶人等顕彰催事の開催 松永記念館地域交流などの実施	生涯学習課	★	1
77	図書館学習イベントの開催	図書館		1
79	報徳の集いの開催 展示室史跡などの解説 刊行物の作成	生涯学習課		1
83	図書館郷土資料の整理・保存・公開	図書館		1
85	生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	★	1
86	地域や世代を超えた体験学習などの実施	青少年課	★	1

点検・評価対象事業案の所管課別一覧表

票数	対象事業数	所管課
4票	2	教育指導課2
3票	3	教育指導課2、保健給食課1
2票	5	教育指導課3、教育総務課1、文化財課1
1票	18	教育指導課7、生涯学習課3、図書館3、文化財課2、教育総務課1、保健給食課1、青少年課1

市議会予算特別委員会の概要について

1 設置期間 平成25年3月6日から3月27日まで

2 教育委員会関係概要

(1) 予算

案 件	審 議 結 果	備 考
平成25年度一般会計歳入歳出予算	認定	

(2) 現地査察

経 費 名 等	査 察 箇 所	備 考
史跡整備経費 本丸・二の丸整備事業 天守閣模型調査関係費	小田原城	文化財課

予算特別委員会 総括質疑

質問順 1 公明党 今村洋一委員

- 3 (款) 10教育費(項) 5社会教育費(目) 5図書館費 図書館運営経費のうち、かもめ図書館管理運営事業の土地借上料と全会計の土地借上料について
- (1) かもめ図書館の借り上げ料の検討経緯について
 - (2) 全会計の土地借り上げ料の今後の検討について
- 5 (款) 10教育費(項) 2小学校費(目) 2教育振興費 小学校教育環境充実経費のうち、放課後子ども教室と(項) 5社会教育費(目) 2青少年対策費 青少年健全育成経費のうち、放課後児童クラブについて
- (1) 放課後子ども教室の今後の展開について

質問順 5 光政会 鈴木紀雄委員

- 2 (款) 10教育費(項) 3中学校費(目) 1学校管理費
- (1) 中学校教育環境整備経費について
- 3 (款) 10教育費(項) 5社会教育費(目) 2青少年対策費
- (1) 青少年健全育成経費について

質問順 8 新生クラブ 俵 鋼太郎委員

- 6 (款) 10教育費(項) 1教育総務費(目) 2事務局費について
- (1) 教職員の安全衛生推進について
- 7 (款) 10教育費(項) 5社会教育費(目) 7尊徳記念館費について
- (1) 尊徳学習推進事業について

質問順 9 未来・おだわら 植田理都子委員

- 2 男女共同参画推進について
- (2) (款) 10教育費(項) 1教育総務費(目) 2事務局費における特別支援教育事業について

質問順 11 市民クラブ 鈴木敦子委員

- 1 平成25年度小田原市一般会計
- (2) (款) 10教育費(項) 5社会教育費(目) 2青少年対策費 青少年指導者育成経費について
 - (3) (款) 10教育費(項) 1教育総務費(目) 2事務局費 教育研究所経費について

質問順 12 市民クラブ 木村信市委員

- 3 議案第29号 平成25年度小田原市一般会計予算(款) 10教育費(項) 1教育総務費(目) 2事務局費のうち教育環境整備経費及び(款) 10教育費(項) 6保健体育費(目) 2体育施設費のうち学校体育施設開放事業について
- (1) 教職員の服務について
 - (2) 学校プール開放における教職員の責任について

(3) 総括質疑

<教育部>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
今村 洋一	放課後子ども教室の今後の展開について	教育長	今後の放課後子ども教室の拡充についての考え方を伺う。	<p>片浦小学校放課後子ども教室は、開設以来、地域の方々の参画をいただき、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流など、異学年交流や様々な体験活動を展開し、創造性や自主性、社会性が養われるなどの効果が表れており、大変有効な取組であると感じている。</p> <p>こうした小規模校での取組を、他の地域で展開するには様々な課題があるが、本市では、全ての小学校区において学校内に放課後児童クラブが開設されていることから、今後は、片浦小学校での取組をどう生かしていくかなど、放課後児童クラブとの連携を視野に入れ、検討していきたいと考えている。</p>
		教育長	平成25年度からは一部の放課後児童クラブにおいて6年生まで受け入れを行うが、今後、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの整合をどう図っていくのか。	<p>放課後子ども教室と放課後児童クラブは、その内容は異なるが、総合的な放課後対策として実施するものであり、相互に連携して実施している自治体が多い。</p> <p>他自治体の取組等を見ると、放課後児童クラブと連携して、地域のボランティアを中心に様々なプログラムを提供したり、開催日数についても、地域の実状、活動内容等を踏まえ、週に1、2回や週末だけの実施であったりと、弾力的に運用されている。</p> <p>放課後子ども教室の拡充については、まだ具体的な検討には至っていないが、今後は、そうした先進事例等も参考にしながら、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりについて、推進してまいりたい。</p>
鈴木 紀雄	中学校教育環境整備経費について	教育長	センサーライトや防犯カメラを設置している学校は、どのくらいあるのか伺う。	<p>センサーライトについては、一部の学校（白鷗中、鴨宮中、酒匂中、泉中）には整備しているが、ほとんどの学校には整備していない。</p> <p>また、防犯カメラについては、これまでどの学校にも整備していない。</p>
		教育長	防犯カメラの整備計画はどのようになっているか伺う。	<p>このところ頻発している器物損壊事件への対応策としては、防犯カメラの設置が、事件発生の抑止と解決に有効であると考えている。</p> <p>そこで、現在、全ての中学校への防犯カメラの整備を進めており、3月中に完了する予定である。</p> <p>今後は、小学校への整備についても検討してまいりたい。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
俵 鋼太郎委員	教職員の安全衛生推進について	教育長	80時間を超える超過勤務が目立つのは労働安全衛生上好ましくないと考えるが、改善に向けた方策を伺う。	本市では、小田原市立学校教職員衛生委員会において、超過勤務の実態把握や多忙化改善に向けた方策の検討などを行っている。 具体的には、「ノー残業デーや業務を持ち帰らない日の設定」「会議の効果的な運営」等行っているところであるが、抜本的な改善には至っていない。 そこで、このような状況を改善するためにも、校務支援システムの導入や市費負担による人的支援の充実が求められているところである。 各学校においては、今後とも一層の業務の効率化や平準化を図るなど、多忙化の解消に努めてまいりたい。
植田 理都子委員	特別支援教育事業について	教育長	個別支援員は女性の雇用を中心に考えているわけではないことは理解しているが、結果的に旧態依然とした女性の雇用形態をなぞる形であると感じざるを得ない。このことについて、見解を伺う。	個別支援員は、様々な課題をもつ児童生徒に対する担任の指導をサポートするために配置する市の臨時職員である。 その多くは、スクールボランティアやPTA活動などを通して子どもたちに関わってきたり、子育てが一段落して自分の時間ができたりして、社会の中で少しでも子どもたちのために役立ちたいという思いを持たれている方で、結果的に女性が多くなっている。 雇用形態については、家庭の都合により長時間勤務が困難である、扶養の範囲内での勤務を希望するなど、様々な事情を勘案し、現在のようになっていることを、ご理解いただきたい。
鈴木 敦子委員	教育研究所経費について	教育長	不登校者数の調査基準と、小田原市の不登校者の出現率が県や全国の平均を超えていることについてどうとらえているのかを伺う。	まず、文部科学省の学校基本調査においては、「長期欠席者」として、1年間に30日以上欠席したもののうち、欠席の理由が「病気」や「経済的理由」でない者を不登校児童生徒としている。 本市では、不登校のとらえ方について、欠席の理由を単に「病気」と決めてかからず、「不登校の心配があるのではないか」「学校に不応を起こしているのではないか」など積極的に不登校をとらえ、不登校の可能性のある児童生徒を幅広く、早期に発見し、早期に対応できるよう取り組んでいる。そうした取り組みが、県や全国の平均を超える出現率につながっているものと考えている。
			本市の不登校対策とその成果について伺う。	不登校対策の主な取り組みとしては、教育相談指導学級の開設や不登校生徒訪問相談員の派遣、校内支援室指導員の配置、民生委員や児童相談所等、関係機関との連携を行っている。 不登校生徒訪問相談員の活動では、平成23年度に28名の生徒に対し訪問を行い、そのうち15名が、24年度は12月末現在で40名のうち23名が、校内支援室を含めた学校復帰や教育相談指導学級への通級を果たしている。また、2月末現在、教育相談指導学級通級生27名のうち、14名が少しずつであるが学校復帰を果たしつつある。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
木村 信市 委員	教育環境整備経費及び体育施設費のうち学校体育施設解放事業について	教育長	学校現場における教職員の基本的な服務、職務はどのように定められているか伺う。	<p>教職員の服務については、基本的には、地方公務員法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「小田原市立学校教職員服務規程」において定めている。</p> <p>また、教職員の基本的な職務については、学校教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「小田原市立学校組織規則」及び「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」において定めている。</p>
		教育長	学校プール開放事業の実施主体と教職員の関与の実態について伺う。	<p>夏休みのプール開放はPTAが運営主体となって実施している。</p> <p>教職員の関与については、校長が夏休み中の使用を許可しており、その他の教職員は、プール開放にかかわる業務は担っていない。</p> <p>なお、プール施設の安全管理や水質管理等は継続的に行っている。</p>
		教育長	各校のプール運営委員会に同席している教員は、校長以外にいないのか伺う。	各学校のプール運営委員会は、学校の体育施設であるプールの運営管理を円滑かつ適正に行うため、学校が設置し、プールの使用期間や使用上のルール、維持管理等について協議するため開催するもので、その構成は、校長、教頭、教務主任、体育主任、保健主任、養護教諭、学校医、学校薬剤師、PTA代表となっている。
		教育長	校長が学校プール開放事業に関与できる根拠は何か伺う。	<p>校長は、小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第26条に基づき学校施設の管理を総括するとともに、プール管理運営規定において、プールの管理責任者としてプールの使用を許可する権限を有していることから、開放事業に関与している。</p> <p>プール開放については、基本的には、学校施設の開放であることから、小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の規定に準じて取り扱うべきものと考えている。</p> <p>木村委員ご指摘のプール監視員の雇用については、PTA会長と校長の連名で契約を行っているが、施設開放の趣旨から判断すると適切ではないと考えていることから、見直してまいりたい。</p>
		教育長	校長が学校プール開放事業に関与できる根拠は何か伺う。	<p>校長は、小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第26条に基づき学校施設の管理を総括するとともに、プール管理運営規定において、プールの管理責任者としてプールの使用を許可する権限を有していることから、開放事業に関与している。</p> <p>プール開放については、基本的には、学校施設の開放であることから、小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の規定に準じて取り扱うべきものと考えている。</p> <p>いずれにしても、学校プール開放事業については、社会教育法上の開放という位置付けが明確でないことから、今後、整理してまいりたい。</p>

<文化部>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
今村 洋一 委員	かもめ図書館の借り上げ料の検討の経緯について	市長	市が賃借している土地のうち、かもめ図書館の土地借上料は高額であるとの声があるが、どのように考えているのか。	<p>平成3年の契約締結時においては、土地鑑定評価の結果や周辺の借地状況、市全体の借地契約等を勘案し平米あたりの単価（212円）を決定した。</p> <p>当該地周辺地域の地価は、当時、大型店舗の出店が著しく年々上昇していたが、地権者の協力を得て、民間の周辺取引に比較しても安価な契約内容であったと認識している。</p> <p>その後、現在まで、固定資産税の課税標準額の変更に際し、土地借上料への反映を判断してきたところである。</p>
		市長	契約内容に基づき土地借上料を見直す必要の有無についてどう考えているか。	<p>現在の経済状況からみて、土地の借上料額が適正であるかどうかの問題意識を常に持つことは必要であると認識している。</p> <p>今後とも、経済事情の変動等を注視しながら、適正な土地借上料を見極めていきたいと考えている。</p>
俵 綱太郎 委員	尊徳学習推進事業について	市長	今年度新規事業であった尊徳作文コンテストは、来年度は予算額0円にて実施とのことだが、郷土の偉人の理解を深めるためにもっと積極的に事業展開すべきと思うがどうか。	<p>平成24年度の新規事業として予算計上した尊徳作文コンテストは、「二宮金次郎とわたし」作文募集として実施した。小田原の子供たちが報徳の教えについて、身近なところから考えを深め、他者へ伝えることを学習する良い機会となり、効果があったと感じている。</p> <p>作文募集については平成25年度も、これまでにない尊徳学習事業の一つとして、平成24年度の成果を踏まえながら内容や手法に精査を加え開催し、より多くの児童に参加していただきたいと考えている。</p> <p>尊徳学習推進事業については、今後も創意工夫しながら、尊徳翁の教えの普及に向け、更なる事業展開を図っていきたい。</p>

<子ども青少年部>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木敦子委員	青少年指導者育成経費について	部長	<p>指導者養成研修事業で養成された指導者は様々な体験活動で活躍していると認識しているが、市としてこの事業の成果をどのように捉えているか。</p>	<p>本市の青少年指導者養成研修事業は、受講生自らが体験学習事業を企画・運営し、指導者としての活躍の機会を作り上げていることが大きな特徴であり、この取組は、国の機関や専門家などからも高く評価されているところである。</p> <p>このほかにも、受講生は、学校や地域などでの様々な体験学習事業の中でも指導者として活躍し、子どもたちの健全育成や世代間交流、または地域交流などを進める上での重要な担い手となっており、こうしたことが、指導者養成研修事業の大きな成果であると考えている。</p>
		部長	<p>指導者養成研修事業で養成された指導者やその他の指導者がジュニア・リーダーズ・クラブのメンバーにスキルを継承するなどの活動がなされているのか。</p>	<p>本市の青少年指導者養成研修事業には、青少年育成推進員や子ども会の指導者、シニア・リーダーなど、日頃より青少年育成活動に関わる多くの方々が受講し、指導者としてのスキルの習得が図られているところである。</p> <p>そうした中で、ジュニア・リーダーズ・クラブのメンバーは、青少年育成推進員やシニア・リーダーが実施する地域少年リーダー養成講座、さらには、子ども会の行事などの活動を通じ、指導者養成研修の受講者をはじめとした様々な指導者から指導を受けることによってスキルの継承がなされ、青少年活動のリーダーとして育成が図られているところである。</p>

平成24年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄付者	寄付物品	見積額	使途先
1	小田原市寿町5-12-31 小田原ロータリークラブ 会長 小川 勝久	児童用図書「いもとよこの日本むかし ばなし」ほか	450,000 円	小学校9校の図書として
2	匿名	省エネ内窓 プラマード	304,600 円	小田原市立新玉 小学校ことばの 教室の設備として
3	小田原市中曾根355-5 小田原市立東富水 幼稚園 保護者と教師 の会 会長 浅野 清美	はだしでマルチ平均板 カラー運動棒	78,200 円	小田原市立東富 水幼稚園の備品 として
4	小田原市中曾根355-5 小田原市立東富水 幼稚園 保護者と教師 の会 会長 浅野 清美	スプリンクラー設備	209,732 円	小田原市立東富 水幼稚園の設備 として
5	小田原市中町2-7-2 1 小田原報徳実践会 会長 田嶋 享	「報徳訓」書	不明	小田原市立学校 の備品として
6	小田原市前川979 佐藤 北久山	佐藤 北久山作 木版画「豆の葉」(北 原白秋関係作品) 佐藤 北久山作 木版画「ぼんぼん時 計」(北原白秋関係作品)	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
7	鎌倉市玉縄1-5-14 白井 晟也	井上 三綱書簡 (白井模平宛) 昭和42年12月21日消印	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
8	小田原市城内1-21 社団法人 小田原法人 会 会長 古川 武法	税の啓発用小冊子・租税教育グッズ 各1, 727点	172,700 円	市内小学校6年 生配布用として
9	中郡二宮町中里2-14 -2 戦時下の二宮を 記録する会 藤田 尚志	ひとしづく第5号「二宮の洞窟陣地」 4冊	6,000 円	教育委員会及び 図書館の資料と して
10	東京都目黒区目黒本町 4-20-13 高瀬 ミチ	日本銀行券 壹円(二宮尊徳肖像) 30枚	不明	尊徳記念館の資 料として

11	匿名	雛人形(5段 ガラスケース入り)	不明	報徳幼稚園の備品として
12	小田原市柳新田5番地 渡邊 哲男	拝観人名簿表 二宮尊徳生家写真	不明	尊徳記念館の資料として
13	小田原市南鴨宮3-25-1 小田原市立富士見小学校PTA 会長 田村 慎太郎	折りたたみテーブル 7脚	141,855 円	小田原市立富士見小学校の備品として
14	小田原市別堀98 内田 玲子	図書「新版 いじめの根っこ」 50冊	61,900 円	市立小中学校・市立幼稚園・図書館の図書として
15	小田原市板橋985 小田原市立大窪小学校PTA 会長 片山 健志	図書閲覧机 1脚 閲覧机用椅子 10脚	158,763 円	小田原市立大窪小学校の備品として
16	小田原市入生田303 黄檗宗 長興山紹太寺 住職 武内 徳昭	長興山枝垂桜のクローン 1本	不明	文化財「長興寺の枝垂桜」の遺伝子を残していくため。また、多くの市民や観光客のための植栽用として
17	小田原市本町1-1-3 8 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル1F 社団法人 小田原青年会議所	生徒用副教材 207冊 BDプレーヤー 1台 CDデッキ 5台 黒板消しクリーナー 6台 鉛筆削り 5台 給食ロッカー 1台	286,768 円	酒匂中学校生徒への配布物及び学校の備品として
18	匿名	卓球台	不明	小田原市立城山中学校の備品として
19	小田原市南鴨宮3-28-26 宇佐美 なおみ	エレクトーン ヤマハAWMHE-S	不明	小田原市立富水小学校の備品として
20	小田原市蓮正寺228-4 小澤 邦夫	句碑(尊徳祭俳句大会第三十回記念)	不明	尊徳記念館の備品として
21	小田原市寿町2-7-25 小田原市立町田小学校PTA 会長 田嶋 浩充	ファックス	49,350 円	小田原市立町田小学校の備品として

22	小田原市穴部123 鶴井 豊 小田原市北ノ窪274-7 木村 正春	じゃかご、天秤棒ほか 計23種35点	不明	小田原市立報徳 小学校の社会科 教材資料として
23	小田原市小台130 市川 昭維子	おひつ 3個	不明	小田原市立報徳 小学校の社会科 教材資料として
24	小田原市曾比1943 小田原市立桜井小学校 同窓会 小田原市立桜井小学校 PTA	アポログランドピアノ A35	800,000 円	小田原市立桜井 小学校の備品と して
25	匿名	フェンス飾り(開園60周年記念品)5枚 ホワイトボード 1台 パネルシアターのブラックライト 1式 CDプレーヤー 1式	202,310 円	小田原市立前羽 幼稚園の備品と して
26	小田原市柳新田129-3 小田原市立報徳幼 稚園 保護者と教師の 会 会長 小玉 小百合	楽器 3種類 カラーすのこ 2枚 パネルシアター 1セット DVD 2セット 絵の具ターンテーブル 3セット	121,205 円	小田原市立報徳 幼稚園の備品と して
27	小田原市柳新田129-3 小田原市立報徳幼 稚園 平成24年度卒園 児 保護者代表 小玉 小百合	楽器(小太鼓・大太鼓) 4台	84,000 円	小田原市立報徳 幼稚園の備品と して
28	株式会社損保ジャパン 株式会社みずほ銀行 明治安田生命保険相互 会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン 1, 612枚	27,404 円	市立小学校新入 学児童への配布 物として
29	匿名	踏切事故防止リーフレット 置石防止リーフレット 鉛筆(5色) 各1, 060部	不明	下曾我小学校、 国府津小学校、 曾我小学校の踏 切事故防止啓発 活動用として
30	小田原市栄町4-10-26-501 羽端 自耕 小田原市栄町4-10-18 大木 治雄	週刊 日本の城 10冊	2,900 円	小田原市立白鷗 中学校の図書と して
31	小田原市酒匂6-8-2 6 小田原市立酒匂幼 稚園 保護者と教師の 会 会長 乃美 貴代美	芝刈り機 1台 移動回転ボード 1台 巧技台 3台 ベルハーモニー 2台	150,650 円	小田原市立酒匂 幼稚園の備品と して

32	小田原市矢作227 矢作小学校保護者と教師の会 会長 多賀 賢二	低学年用折りたたみ椅子 200脚 寄贈シール 1式 折りたたみ椅子台車 4台	1,000,000 円	小田原市立矢作 小学校の備品と して
33	匿名	プロジェクター エプソンEB-900V	169,000 円	小田原市立酒匂 中学校の備品と して
34	匿名	FRPミニプール	266,175 円	小田原市立下中 幼稚園の備品・ 設備として
35	匿名	プールカバー 1式 プールブリッジ 1式 大型絵本 3冊	不明	小田原市立下中 幼稚園の備品・ 設備として
36	小田原市矢作231 小 田原市立矢作幼稚園 保護者と教師の会 会 長 石垣 麻樹	2階保育室用扇風機 2台 箱積み木 小型74型セット 1式 キーボード 1台 2階保育室蛍光灯修理代	195,780 円	小田原市立矢作 幼稚園の備品・ 設備として
37	小田原市矢作231 小 田原市立矢作幼稚園 平成24年度卒園児 保 護者代表 石垣 麻樹	逆上がり補助練習機 1台 フローア一畳楽しく 16枚 ライトドッジボール 3球	70,930 円	小田原市立矢作 幼稚園の備品と して
38	小田原市板橋416 石井 はるみ	グラウンドピアノ	不明	小田原市立かも め図書館の備品 として

現金

1	匿名	現金 400,000 円	酒匂中学校、 富士見小学 校、下府中小 学校、酒匂小 学校の図書充 実のため	各学校選定の図 書を購入済
---	----	--------------	---	------------------

演劇無料提供

	寄 付 者	公 演 名	寄 付 目 的	備 考
1	横浜市青葉区あざみ野1-2 4-7 四季株式会社 代表取締役 社長 浅利 慶太	「こころの劇場」 劇団四季ミュー ジカル 『ガンバの大冒 険』	青少年の情操教育のため	小田原市立小学 校に通う小学 4 年生等に対する 演劇鑑賞の提供

片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について

1 募集経過

平成24年10月～	広報活動開始
10月6日	片浦小学校説明会・公開授業（第1回）
10月17日～	入学申請書受付開始
10月31日～	学校・教育委員会による面談開始
11月10日	片浦小学校説明会・公開授業（第2回）
12月14日～	一次募集 入学申請書提出期限
12月17日	抽選会（1学年は6人の募集に対して、8人の申請があったため、抽選を行った。）

2 平成25年4月入学状況について

(単位：人)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
片浦地区在住	9	2	8	3	8	6	36
H24 特認校入学者	0	11	0	0	5	2	18
H25 指定変更から 特認校制度に切り 替え※1	0	0	0	2	0	3	5
H25 募集人員	6	2	7	10	2	4	31
申請者数	8 (男4女4)	1 (女1)	1 (男1)	0	2 (男2)	1 (男1)	13 (男8女5)
地域別人数	足柄1 富水1 東富水3 矢作1 富士見2	富士見1	富士見1		三の丸2	富士見1	
入学者数	6	1	1	0	2	1	11
H25 在籍児童数	15	14	9	5	15	11	69

※1 平成23年以前から指定校変更制度を利用して片浦小学校に在籍している新4年（2人）、新6年（3人）が、平成25年4月1日付けで特認校制度による入学に切り替えた。

3 平成25年4月1日児童数について

(単位：人)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
片浦地区在住	9 男4,女5	2 男1,女1	8 男4,女4	3 男2,女1	8 男7,女1	6 男5,女1	36 男23,女13
特認校制度	6 男3,女3	12 男3,女9	1 (男1)	2 (女2)	7 男5,女2	5 男2,女3	33 男14,女19
地域別人数	足柄1 富水1 東富水2 富士見2	町田2 下府中1 国府津1 東富水1 矢作2 報徳1 富士見4	富士見1	足柄1 町田1	三の丸2 下府中2 富士見3	足柄1 山王1 町田1 報徳1 富士見1	
H25 在籍児童数	15 男7,女8	14 男4,女10	9 男5,女4	5 男2,女3	15 男12,女3	11 男7,女4	69 男37,女32

町田小学校の屋内運動場火災（全焼）について

次のとおり、平成25年3月24日に町田小学校屋内運動場が全焼いたしました。

- 1 確認日 平成25年3月24日（日）
- 2 場所 市立町田小学校（所在 小田原市寿町2丁目7番25号）
校長 加藤 始 （14クラス 生徒数339名）
- 3 発生箇所・被害状況
屋内運動場から出火（全焼）
昭和47年12月22日完成（築年数41年）、鉄骨造 720㎡
- 4 経過
平成25年3月24日（日）
午前2時58分頃
・校舎に設置された自動火災報知設備を通じて、警備会社が火災による発報を検知
午前3時22分頃
・警備会社が出火を確認、消防署に連絡
午前4時55分
・鎮火
- 5 学校の動き
(1) 修了式 3月25日（月） 校舎4階児童会室にて2学年ずつ実施
(2) 入学式 4月 5日（金） 市民会館大ホールを借りて実施
- 6 原因
・火元は体育器具庫（西側）
・出入口及び体育器具庫の窓ガラスは施錠を確認（割られた形跡なし）
・漏電の可能性なし
・原因の特定に至らず「現在調査中」
- 7 被害額 算定中
- 8 今後の対応
・全焼した屋内運動場の迅速な解体・撤去
・学校やPTA等からの要望を取り入れた再建
・プロポーザル方式による設計・施工の公募
・再建に係る国庫補助事業の適用について国・県との調整
・児童に対する心のケア

平成25年度子どもの読書活動優秀実践団体文部科学大臣表彰に係る「よみきかせボランティアグループすずの会」の受賞について

表彰の趣旨

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並びに個人を表彰し、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めることを目的として、平成14年度から文部科学省が行っているもの。

受賞団体の概要

団体名 よみきかせボランティアグループ すずの会

代表者 塩練雪子

会員数 16人

設立年月 昭和55（1980）年2月

活動内容

市立図書館での読み聞かせ 毎週土曜日午後3時～3時30分

かもめ図書館での読み聞かせ 第一・二土曜日午後3時～3時30分

図書館での夏と冬のお楽しみ会（小田原女子短期大学との連携により実施）

幼稚園や小学校での出前お楽しみ会（要望により随時）

読み聞かせボランティア養成講座の講師（平成23年度）

国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科男子学生への読み聞かせ体験指導（平成24年度）

活動の効果

小田原市における子どもの読書活動がすずの会の活動によって始められたこと、及び設立以来33年間子どもの頃に読み聞かせに参加した方が子の親にもなるほどの息の長い活動を通じ、本市の子どもの読書活動の推進において、子どものみならず本の好きな子の親をも育て、家庭における子どもの読書活動の推進に大きく貢献したこと。

平成25年度表彰の内訳

子どもの読書活動優秀実践校 137校

子どもの読書活動優秀実践図書館 47館

子どもの読書活動優秀実践団体・個人 53団体・4個人